令和４年５月３１日

保護者各位

米沢市教育委員会
教育長　土　屋　　宏

マスクの着用について

小学校、中学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（依頼）

向暑の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症への適切なご対応につきまして、感謝申し上げます。

さて、政府における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更と、夏季を迎えるに当たっての熱中症対策として、本市小中学校における感染防止対策とマスク着用について、下記のとおりとします。ご理解ご協力をお願いします。

記

１　基本的な感染防止対策

これまでと同様に、不織布マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気の励行、人と人との距離の確保など、基本的な感染防止対策を行います。

ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクを外すこと等を指導します。

２　マスク着用が**必要ない場面**

**体育の授業（プールや屋内の体育館等を含む）や運動部活動の場面**

＊ ただし、活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じてマスク着用を含めた感染防止対策を行うこととします。

**登下校の場面**

＊ ただし、校門や玄関等で密集が避けられない場合は、マスク着用を含めた感染防止対策を行うこととします。

＊ バスやタクシーを利用した登下校では、定期的に窓を開けて換気することと、乗車の際は、会話を控えて、マスクを着用することを指導します。

**会話を行わない学習や距離が確保できる学校生活場面**

＊ 読書やテスト、屋外での学習活動や離れて行う運動や鬼ごっこなどの遊びでマスクを外す際、会話を控えることや距離の取り方を指導します。

３　新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針より、マスク着用が必要ないとされる場面

（屋内）人との距離（２ｍ以上を目安）が確保でき、会話をほとんど行わないような場合

（屋外）人との距離が確保できる場合

人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合